

## 西宮市立中学校体育施設開放事業要領

- 1 目的 本事業は、中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲でスポーツ活動の場として市民に開放し、市民の健康増進と体力づくりの促進を図ることを目的とする。
- 2 開放校 上甲子園中学校、今津中学校、学文中学校
- 3 体育施設 体育館、格技室（別紙参照）
- 4 使用料 西宮市学校施設使用料条例第2条1項 別表第1に定める額  
屋内運動場（講堂・体育館・格技室） … 2,600円/回  
※前払いとなり利用者都合によるキャンセルは原則還付不可
- 5 開放日 令和6年7月1日～令和6年8月30日の期間で学校指定日（別紙参照）
- 6 開放時間 18:30～20:15(完全退出)
- 7 登録条件 (1) スポーツ活動を目的とした10人以上で構成され、かつ成人で西宮市在住の責任者を置く団体であること。  
(2) 活動者の過半数以上は市内在住、在勤、在学者であること。  
(3) 施設利用時における器物損壊に対応できる保険等に加入していること。  
(4) 教育委員会が認める活動種目であること。（フットサルでの利用は不可）  
(5) 政治・宗教活動または営業行為を目的とした団体でないこと。  
(6) 反社会的勢力の団体でないこと。  
(7) 団体加入者等から営利に当たる会費等の金銭徴収を行う団体でないこと。
- 8 団体登録 (1) 体育施設の利用を希望する団体は、活動種目について事前に学校管理課に確認の上、「西宮市立中学校体育施設利用団体登録申請書（様式1号）」、「活動者名簿（様式2号）」を提出し、団体登録の許可を受けること。  
(2) 当該事業を初めて利用希望される団体は、「7 登録条件」に反しない団体であるかを確認するため、団体の活動目的や会計が分かる団体規約等や収支報告書等の提出が必要。  
(3) 団体登録後、利用開始前までに利用希望学校にて（平日13:00～16:00で調整）下見と打ち合わせを行うため、「活動者名簿（様式2号）」の加入者の内、1名以上の出席が必須。  
(4) 登録の有効期限は当該年度末まで（令和7年3月31日）とする。  
登録は年に一度期間を指定して行う。  
(5) 教育委員会は、団体が施設の目的を著しく逸脱して利用している場合や、登録団体として不適格と認めた場合、利用許可を受けた後であっても施設の利用を中止させ、登録を取り消す。

- 9 登録申請 (1) 申請期間  
令和6年4月25日から 令和6年5月31日まで
- (2) 提出方法  
持参もしくは郵送により提出。いずれの場合も、令和6年5月31日  
17:00必着とする。
- (3) 提出先  
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎6階  
西宮市教育委員会 教育総括室 学校管理課  
持参の場合、受付時間は9:00～12:00及び13:00  
～17:00(土・日曜、祝日を除く)とする。
- 10 登録決定 団体登録希望者から提出された申請書類により、登録資格の審査を行い、資格審査を行った結果を団体登録希望者に通知する。
- 11 施設利用 (1) 登録された団体責任者は、利用開始日までに学校との利用にあたっての打ち合わせを行い、「西宮市立学校園使用許可申請書」を提出すること。  
(2) 施設利用後は、「西宮市立中学校体育施設利用報告書」を学校に提出すること。  
(3) 他の登録団体と利用希望日時が競合した場合は、協議等により調整を行う。
- 12 注意事項 「西宮市立学校体育施設利用者の心得」を遵守すること。
- 13 問い合わせ先  
西宮市教育委員会 教育総括室 学校管理課  
郵便番号：662-8567  
住 所：兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎6階  
電話番号：0798-35-3841  
ファックス：0798-36-3552  
※問い合わせは9:00～12:00及び13:00～17:00(土・日曜、祝日を除く)

## ◇各学校 体育施設等開放内容

	学校名	対象施設	開放月	開放曜日	回数
1	上甲子園中学校	格技室	7・8	火	週1程度
2	今津中学校	格技室	7・8	月	週1程度
3	学文中学校	体育館	7・8	木	週1程度

## (注意事項)

- ・ 部活動や学校行事、学校閉鎖日等において学校体育施設が利用できない場合がある。
- ・ 緊急に施設を使用する必要等が生じた際は、やむをえず開放を中止する場合がある。
- ・ 学校敷地への自動車等の乗り入れまたは駐車は厳禁とする。
- ・ フットサルでの体育館の利用は不可とする。